

## 第四十六回 会議録

## 参議院法務委員会議録第九号

昭和三十九年三月三日(火曜日)

午前十一時十四分開会

出席者は左のとおり。

委員長	中山 福藏君
理事	
委員	
後藤 義隆君	中山 福藏君
迫水 久常君	福藏君
稲葉 誠一君	福藏君
和泉 賀君	福藏君
大谷 賢雄君	福藏君
鈴木 万平君	福藏君
田中 啓一君	福藏君
亀田 得治君	福藏君
中村 順造君	福藏君
大和 与一君	福藏君
賀屋 興宣君	福藏君
政府委員	
法務大臣	
法務大臣官房司	
法法制調査部長	津田 審君
法務省民事局長	平賀 健太君
最高裁判所長官代理者	
最高裁判所事務総局総務局長	寺田 治郎君
事務局側	
常任委員	西村 高兄君
会専門員	
本日の会議に付した案件	
○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案	
(内閣提出)	
○遺言の方式の準拠法に関する法律案	
(内閣提出)	

○不動産登記法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(中山福藏君) これより法務委員会を開会いたします。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案及び遺言の方式の準拠法に関する法律案の両案を一括議題とし、順次提案理由の説明を聴取いたします。賀屋法務大臣。

○國務大臣(賀屋興宣君) 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

この法律案は、土地の状況、交通の利便等にかんがみ簡易裁判所の管轄区域を変更し、最近における市町村の廃置分合等に伴い下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表について所要の整理を行なおうとするものであります。以下今回の改正の要点を申し上げます。

第一は、簡易裁判所の管轄区域の変更であります。すなわち、土地の状況、交通の利便等にかんがみ、鍵沢簡易裁判所の管轄に属する山梨県西八代郡上九一色村字富士ヶ嶺の区域を富士吉田簡易裁判所の管轄区域としようとするものであります。地元の住民の希望を考慮するとともに、関係諸機関の意見をも十分参考したものであります。

第二は、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表の整理でありまして、市町村の廃置分合等に伴い、

この法律案の趣旨は、涉外的性質を有する遺言について、その方式について、いずれの国が適用されるべきかを定めるものであります。遺言の方式に関する法律の抵触に関する条約について承認を求めるのがこの国会に提出されておりますが、これは、遺言の方式の準拠法を定める各國の規定を統一することを目的とする条約であります。したがいまして、この法律案の内容は、同条約中の準拠法の指定に関する規定を、その表現に若干の修正を加えて取り入れたものであります。

次に、この法律案の要点を申し上げます。

第一に、遺言は、その方式が、(1)行為法、(2)遺言者の本国法、(3)遺言者の住所地法または常居所地法、(4)不動産に関する遺言についてその不動産の所在地法、のいずれかに適合するところは、方式に関し有効であるものとしております。このように多数の法律が準則法とされておりますのは、遺言が單なる方式上の理由で無効とされることを、準拠法を指定する法律の立場からできます。なお、遺言を取り消す遺言については、さらだ、その方式が、従前の遺言の準拠法に適合するときも、方式に関し有効であるものとしております。

第二に、この法律の適用範囲を明らかにするために、若干の規定を設けております。

第三に、遺言者の本国法及び住所地法を決定する基準についての規定を設けております。

第四に、外国法の適用がわが国の公法に反する場合には、それを適用しないこととしております。

第五に、この法律は、前に述べました条約が日本国について効力を生ずる秩序に反する場合には、それを適用しないこととしております。

第六に、この法律は、前項に述べました条約が日本国について効力を生ずる日から施行することとし、これに伴う経過措置を定めるとともに、法例及び民法について所要の整理をすることとしております。

以上が、この法律案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決されますよう、希望いたしました。

○委員長(中山福藏君) 以上で両案に対する説明は終わりましたが、質疑は後日に譲りたいと存じます。

○委員長(中山福藏君) 次に、不動産登記法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。稲葉君。

○稲葉誠一君 きょうは、この前要求していただいた資料をいただいたのですが、「登記甲号事件・乙号事件換算率の算定根拠」、これの要点だけをまず説明していただきたいと、こう思うのです。

私の聞きたいことは、乙号を甲号に換算をする場合、その結果として、この表にありました昭和二十六年でしたかね、それと三十七年との倍率がどういうふうになるのかということを聞きますが、この比率の出し方、これについてちょっと説明してくれませんか。

まず、平均処理時間というのがあります。しかし、この比率の出し方、これについてちょっと説明してくれませんか。

○政府委員(平賀健太君) この平均処理時間は、登記所の実態につきまして各種の登記事件についてその処理時間をはかりましてこういう数字を出したわけでございます。

○稲葉誠一君 よくわかりましたが、そうすると、乙を甲に換算をして、結果、昭和二十六年と三十七年を比べての倍率はどういうことになるわけです。

○政府委員(平賀健太君) 二十六年の事件を全部甲号事件に換算をし、それから三十八年でよろしくございますが、三十八年を同じように甲号事件に全部換算すればどういう比率になるか、これは係の者が来ておりますので、すぐ計算させまして後ほどお答え

申し上げます。  
○福葉誠一君 その計算は、きょうでなくともいいですよ。五日にこの点について大蔵省の人々に来てもらうことになっていますから、そのときまでに計算をして出しておいて下さいませんか。

これは直接登記法の関係ではないのです。ですが、せっかくもらった資料ですから伺いますが、2の「昭和三十九年度法務局増員要求数」の中に、登記、国籍、計算書類、訟務、人権擁護、計千七名とあるわけですが、これはいまの予算案ではどういうふうに要求しておるわけですか。こういうふうに分けて……。

○政府委員(平賀健太君) 三十九年度の予算案におきましては、増員が、登記の関係で二百名、それから訟務の関係で三名、合計二百三名が三十九年度の予算で認められる予定になつております。

○福葉誠一君 国籍と計算書類と人権擁護——まあ人権擁護はあなたの管轄ではないでしようし、国籍というのも違うかもわかりませんが、これらはわかりませんか。

○政府委員(平賀健太君) 国籍については、これは外国人の帰化事件の処理が終戦前におきましては内務省の所管でございましたが、終戦と同時に内務省から法務省の所管に移りまして、法務省におきまして帰化事件の処理をすることになりましたのでございますが、そういう関係で、新たに帰化事件の処理を法務省が所管することになりましたけれども、そのため

の人員の措置が特にされないままに法務省に所管が移つたのでございます。ところが、御承知のとおり、昭和二十一年に平和条約が発効いたしまして、朝鮮人、台湾人、こういう従来の外地所属の人々が外国人になられまして、帰化事件が非常に多數になつたのでござります。その関係で……。

○福葉誠一君 途中ですけれども、不動産登記に関係ないから、そう詳しくなくといいです。

○政府委員(平賀健太君) 事件の処理の人員の措置が全然されておりませんので、毎年国籍事務の処理について相当数の定員の増加を要求しておるでございます。

○福葉誠一君 そういうことではなくて、帰化の問題等について、一体どういう場合に帰化は認められるとか、あるいは在日朝鮮人の場合は非常に問題があると思うのですよ、帰化の条件などについて。これはきょうの問題じゃありませんから、ここで聞きませんが、国籍というのは民事局の所管であります。

○福葉誠一君 不動産の買戻権なんかが、国籍というものは民事局の所管であります。七十九名要求しておってどうなつたとか、計算書類というのははどうなつたとか、人権擁護のことはわからぬかもしれないが、わかればどうなつたのかお知らせ願いたい、こういうのですが、査定の結果がどうなつたのか、結論だけだけこうです。

○政府委員(平賀健太君) 買戻権も担保的な作用を當むわけでござりますけれども、この「説明」で担保権と申しておられますのは、担保物権を考えているわけでございます。担保権といふことは法律を改正しなくていいんじゃないけれども、別に法律で規定しても義務づけられて、いるわけじゃないのですから、特におりますのは、担保物権を考えているわけでございます。担保権といふことは法律を改正しなくていいんじゃないけれども、この「説明」の用語が、そういう実質的な担保の意味を持つておる買戻権だと、あるいは売買の予約とか、そういうようなものまでも含まれるようになりますが、これも認められておりません。

○福葉誠一君 現行法で照表、損益計算書を登記所に備えたいとは、それを要求しておるのであります。それが登記をするということになつたのでございました。

○福葉誠一君 この登記という場合

うの関係じゃないけれども、これも認められないかったのじゃないですか。

○政府委員(平賀健太君) これも認められておりません。

○福葉誠一君 そうすると、「不動産登記法の一部を改正する法律案説明」のほうがわかりいいと思いませんから。一つは、「担保権の登記の簡素化及び合理化」が問題になつていて、これが、ここで言う「抵当権その他の担保権」というのは、何と何をさしているわけですか。

○政府委員(平賀健太君) これは、不動産質権それから先取特権それから財團関係の登記——工場財団あるいはその他の財團関係の登記があるわけでございます。

○福葉誠一君 不動産の買戻権なんかの場合は、登記をする場合は、他の登記があるわけでございます。

○政府委員(平賀健太君) まず、現行法で申しますと、必要な記載事項は債権額でございます。それから弁済期は、「登記原因弁済期ノ定アルトキハ」の記載スルコトヲ要ス」であります。

○政府委員(平賀健太君) ここに言つております担保権の登記の中には買戻権の登記は含めておりません。

○福葉誠一君 それはどういうわけですか。

○政府委員(平賀健太君) これは任意的記載事項でございます。

○福葉誠一君 利息に関する定めがあるものは、これは任意的記載事項になるわけですか。

○政府委員(平賀健太君) 仰せのとおりであります。

○福葉誠一君 そうすると、元本の弁済期及び利息の支払時期そのものは任意的記載事項ということですか。

○政府委員(平賀健太君) そのとおりであります。

○福葉誠一君 任意的記載事項ならば、別に法律で規定しても義務づけられでいるわけじゃないのですから、特におりますのは、担保物権を考えているわけでございます。担保権といふことは法律を改正しなくていいんじゃないけれども、この「説明」の用語が、そういう実質的な担保の意味を持つておる買戻権だと、あるいは売買の予約とか、そういうようなものまでも含まれるようになりますが、これは誤解を招くかと思いますが、担保権の意味でございます。

○政府委員(平賀健太君) 現行法で登記原因に弁済期の定めがあれば、その弁済期を申請書に書かなければなりません。定めがなければ、もちろん書きません。定めがあつて申請書に掲げられ

は、本登記だけですか。ここにいう登記は仮登記なんかの場合も含むのです。

○政府委員(平賀健太君) はその登記の申請をしてくるわけでございます。定めがなれば、もちろん書きません。

○福葉誠一君 ちょっとそれは条文的にはどこですか。

○政府委員(平賀健太君) 百七十三条で、必要的記載事項と任意的記載事項があるわけでしょう。どういうものがどういうのがわざりいいと思いませんから。一つは、「担保権の登記の簡素化及び合理化」が問題になつていて、これに従つて聞いていきます。その、このように改めたものがありますね、いたいたものほほがわかりいいと思いませんから。一つは、「抵当権その他の担保権」というのは、何と何をさしているわけですか。

○政府委員(平賀健太君) これは、抵当権の登記を申請する場合に書かなければならぬといふことであつて、他の登記の場合はそれを記載しなければならないことじやないのじやないですか。

○福葉誠一君 百七十七条は、抵当権の登記を申請する場合に書かなければならぬといふことであつて、他の登記の場合はそれを記載しなければならないことじやないのじやないですか。

○政府委員(平賀健太君) まず、現行法で申しますと、必要な記載事項は債権額でございます。それから弁済期は「登記原因弁済期ノ定アルトキハ」の記載スルコトヲ要ス」であります。

○政府委員(平賀健太君) まず、現行法で申しますと、必要な記載事項は債権額でございます。それから弁済期は「登記原因弁済期ノ定アルトキハ」の記載スルコトヲ要ス」であります。

○政府委員(平賀健太君) これは、仰せのとおり申請書の記載事項でございますが、登記すべき事項につきましては、五十一条の二項に一般的な規定がございまして、「申請書ニ掲ケタル事項ニシテ登記スヘキ権利ニ関スルモノヲ記載シテ」と一般的に抽象的に書いてございますが、これがその登記すべき事項に関する規定でございます。

○政府委員(平賀健太君) 百七十七条は、仰せのとおり申請書の記載事項でございますが、登記すべき事項につきましては、五十一条の二項に一般的な規定がございまして、「申請書ニ掲ケタル事項ニシテ登記スヘキ権利ニ関スルモノヲ記載シテ」と一般的に抽象的に書いてございますが、これがその登記すべき事項に関する規定でございます。

○福葉誠一君 そうすると、必要な記載事項と任意的記載事項の区別はどこにあるのですか。この条文五十一条で行くとなれば、みんなこれに入っちゃうのですか。

○政府委員(平賀健太君) 先ほど申し上げました百七十七条におきまして、たとえば弁済期の定めでございますと、登記原因に弁済期の定めがあれば、それがなければ、もちろん書きません。定めがあつて申請書に掲げられ

りまして、申請書に掲げタル事項ニシテ登記スヘキ権利ニ関スルモノ」ということになるわけでございますが、これが登記されるということになるわけであります。

○稻葉誠一君 そうすると、任意的記載事項と必  
要的記載事項とに区別して、それが申  
請書にあるかないかを審査する権限が  
登記官吏にあるわけですか。  
○政府委員(平賀健太君) そのとおりで  
あります。

○稻葉誠一君 そうすると、いま「元本の弁済期及び利息の支払時期の定めを登記する」とは、もとより、二

いうけれども、これは申請がなければ登記をしないでもいいということですね。その書き方は必要的記載事項のよ

○政府委員(平賀健太君) 申請がなけ  
ね。

○ 横葉誠一君 そこで、一体今まで  
あります。

めを登記することにした。その理由と  
いうのはどこにあるわけですか。

がこうなつておりますのは、やはり、債権の内容をできるだけ詳細に登記し

○稻葉誠一君　こゝでは「第三者対抗

のみならず、「云々と書いてあるわけですが、もちろん登記は法律的には第

引の安全ということも当然考えなければならない。そうすると、甲から乙に

不動産を売った、乙が登記しない間に甲が丙に売って丙が登記してしまうと、いうことになれば、丙は登記があるから乙に対抗できるわけですが、その当事者だけの問題じゃなくて、ほかにもまだ不動産を買いたい人とか、あるいは担保にして金を借りたいとか、いろいろあると思うのです。そのときにやはり必要なのは、単に対抗要件としてのだけというよりも、むしろその債権がいつ弁済期が来るだろうか。弁済期が来るのが非常におそい債権ならば、その抵当権について自分は貸してもいいとか、いろいろなことが出てくるのじゃないですか。私どもは、登記簿を見るときに、一体弁済期がいつなのだろうかということをすぐ見るのですが、それがわからないと困るのじやないですか。

も、他の担保権の実行あるいは強制執行なんかによりましてその不動産が競売されるということになりますと、やはり当該担保権についても実行されるということになるわけであります。ただまだ弁済期が来ておらなければその債権額は供託されるという関係だけございまして、やはり抵当権が実行されるという関係においては間違いはないのでございます。

そういうわけで、実際問題としまして弁済期の定めといふのはほとんど実益がないと言つて差しつかえないと思つてござります。

○稻葉誠一君 登記簿に載つてゐる不動産が抵当権を実行されるかどうかといふことの危険性といふものは、登記簿だけではわからない。確かにそうですね。それは、日本の法制上、登記のない抵当権でも、当事者間だけの抵当権でもどんどん競売ができるというたてまえをとつてゐるでしょう。そこに一つの問題があるのじやないかと思うのですがね。これはどこでもそうですか。抵当権の登記がなくても、抵当権の実行をどこでもできるでしょう。これは各国の法制なんかもそういうふうになっておるのでしようか。これは非常に第三者は危険ですね。だから、なれ合いの抵当権なんかもできてくるのじやないでしょうか。

○政府委員(平賀健太君) よそは実体法、手続法が日本とだいぶ違つておりますので、外国の事例は私存じませんけれども、日本では従来抵当権は登記なくしても実行できるというそういう判例になつておりますし、実務上もそれで処理されております。しかし、実際問題といったしましては、抵当権者が

登记しないなどということはおよそ普通の事態でございますとあり得ないことでありますと、その不動産が他に譲渡される、あるいは他にはかの者のために担保権の目的になるなどといふことになりますと、その担保権は未登記である限り対抗力がないわけでありまして、そういう不安な状態でもって金を貸してというようなことはおよそあり得ない、現実の問題としてはほとんどあり得ないのではないかと思ふわけでござります。でありますから、そういう点は実際問題としてはそう心配する必要はないよう思うのでござります。

○稻葉誠一君 この条文でいうと百五条ですね、これは先取特権の保存の登記の申請書ということが書いてあるわけですけれども、先取特権の保存の登記というのは実際にには行なわれているのですか。どういうような具体的な例があるのですか。

○政府委員(平賀健太君) 先取特権の保存の登記というのは、そう例は多くございませんが、事件が絶無であるわけではございません。

○稻葉誠一君 だから、具体的にどういう場合があるのですか。先取特権にいろいろありますね。

○政府委員(平賀健太君) 建物の工事の先取特権、こういふようなものは例があるわけでござります。

○稻葉誠一君 その場合は、債権者だけで登記でかかるわけですか、登記義務者の協力は要らないのですか。

○政府委員(平賀健太君) やはり共同申請でございまして、登記権利者と登記義務者の双方の申請によつてするわけでございます。

○福葉誠一君 そうすると、たとえば給料の先取特権がありますね。給料の先取特権なんかもやはり登記をしておかないと、あとでその不動産に対しても抵当権なんか設定された場合には対抗できなくなつちゃうわけですね。

○政府委員(平賀健太君) 仰せの給料の先取特権は、これは一般の先取特権でございまして、これは登記いたしません限り、ほかの担保権について登記がされますと、優先権はもちろんなくなるわけでございます。

○福葉誠一君 そうすると、給料の先取特権は、民法第何条でしたかね……。

三百六条と三百八条にあるわけですね。これなんかは、実際問題として、こここの直接の問題ではないとしても、これは登記義務者の協力がなくては、たとえば基準監督署とかなんとかの証明があれば登記できるようになんけれど意味がなくなつちゃうのじゃないですかね。その点について考えられたことはありませんか。ぼくは、どうも実際にやっていてちょっとと疑問に思つているんですよ。しようがないのですから、裁判所に行って仮差押してすぐ仮払いの仮処分を申請してやるというところになるわけですがね。

○政府委員(平賀健太君) 登記は、やはり登記権利者と登記義務者の双方が申請してやりませんと、登記権利者だけの方で申請されますと、やはり架空の債権について担保権の設定の登記

ということも起り得るわけで、原則はやはり共同申請でなければならぬと思つわけでございます。ただ、仮登記でありますと、登記権利者のみで仮登記の仮処分命令をもつて登記ができるわけでございますから、その道はあるわけであります。

○稲葉誠一君 それから百十五条は、これは前は債務者の記載を必要としたのを、法を改正して債務者の記載は必要としなくしたのですか。

○政府委員(平賀健太君) これは、不動産登記法の第百十九条でもちまして全部債務者を表示することになつております。

○稲葉誠一君 旧法では、先取特權保存の登記には債務者を表示する必要がなかつたのじやないです。それで困るからと、これを改正したのじゃないですか。

○政府委員(平賀健太君) この百十九条の規定は、昭和三十五年の改正で入られた規定であります。以前はこの担保の設定者とそれから債務者が同一である場合には債務者を表示する必要がないという規定になつておったのでございまが、これは担保の目的であります不動産はその後転々する可能性があります。それを前に不備だったものを改めるのはいいわけですが、どうも、そういうふうな改正がどうも不動産登記の場合はぱつぱつとされるのじやないです。全体的にもう少し抜本的な改正というものがされていいのじやないです。これは経済事情が変わつてくるのですから、そういう

う点については根本的な改正の問題といたことは何か考へられてゐるわけであります。

○政府委員(平賀健太君) この不動産登記法も、私どもの感じでありますところでは非常にがつちりした整つた法律なのでございまして、今までのところ根本改正、全面改正という必要はないように考へております。

○稲葉誠一君 法の改正ではないとしても、実際の取り扱い面で、現実にこうがふえてくるわけですね。会社の合併やなんかもどんどんふえてくるわけじやないです。特に公共事業が盛んになつてくれば、ますますそちらのほうがふえてくるわけですね。会社の合併やなんかもどんどんふえてくるわけじやないです。そういうことをなつてきた形のものをもつと考慮しなくてはいけない段階になつてゐるのじやないんですか。

○政府委員(平賀健太君) 今回の法律案なんかは、まさしくその要請に沿うるものでございます。

○政府委員(平賀健太君) それから昭和三十五年の改正のときは、前回も御説明申し上げましたように、登記簿とそれから土地台帳、家屋台帳を統合するということに基づく改正でございますが、何ぶんそういう台帳と登記簿の統合というようなことをやりますと、相当の予算を要することでもありますし、そう簡単にはできませんので、それからまた、統合の作業

ば非常にいいわけでございますが、どうしてもやはり何段階に分けまして改正をしていくというようなことにならざるを得ない次第でございます。

○政府委員(平賀健太君) 百十六条の不動産質権の登記のことですね。これは、不動産質権といふのは日本ではあまりないのじやないです。

○政府委員(平賀健太君) 仰せのとおり、ほとんど実例がございません。○稲葉誠一君 その不動産質権といふものがほとんどないというのは、それがどういうわけですかね。

○政府委員(平賀健太君) 不動産質権となりますが、質権者がその不動産の使用収益もするわけございまして、大体質権の設定ということが、これは金融業者が債務者に對して金を貸して、という関係でございまして、そういう場合には、何も不動産を使用収益する必要がないわけで、動産質におきましても、ごく限られた人が実際問題として質にによるわけで、ましてや不動産におきましては、そういう金融業者、銀行その他金融業者におきましては、抵当権で十分であります。経済上の需要がないということに由来するわけであります。

○政府委員(平賀健太君) それは、その登記用紙の第一枚目が表題部ということになつております。そこで土地なり建物なりの所在地番、(4)の「不動産の表示の登記のない不動産」というのはどういう意味ですか、これには、今度の場合に、あれですか、全部登記を廃止することになったわけですか。遅延損害金の場合も含んでいます。○稲葉誠一君 そうすると、そういう金の定めも登記ができるという解釈ですか。それは、今度の場合に、あれですか、やつておつたのでござります。

○政府委員(平賀健太君) これは解釈でそういう解釈にしまして、遅延損害金の定めも登記ができるという解釈です。

○政府委員(平賀健太君) これは、前回も御説明申し上げましたように、登記簿とそれから土地台帳、家屋台帳を統合するということに基づく改正でございますが、何ぶんそういう台帳と登記簿の統合といふようなことをやりますと、相当の予算を要することでもありますし、そう簡単にはできませんので、それからまた、統合の作業

には「債務ノ不履行ニ因リテ生ジタル損害ノ『定』」をこれは今度は記載することになったのですか。これはこの前の改正ですか。

○政府委員(平賀健太君) これも昭和三十五年の改正で入れたのでございます。実例は。

○政府委員(平賀健太君) これは解釈でそういう解釈にしまして、遅延損害金の定めも登記ができるという解釈です。それは、今度の場合に、あれですか、やつておつたのでござります。

○政府委員(平賀健太君) それは、今度の場合に、あれですか、全部登記を廃止することになったわけですか。遅延損害金の場合も含んでいます。○稲葉誠一君 それからちょっと飛びますけれども、三の「その他の登記手続の合理化及び簡素化」のところの、(4)の「不動産の表示の登記のない不動産」というのはどういう意味ですか、これには、今度の場合に、あれですか、やつておつたのでござります。

○政府委員(平賀健太君) 登記簿を見ますと、その登記用紙の第一枚目が表題部ということになつております。そこで土地なり建物なりの所在地番、その他その不動産の位置、現況を示す記載がされているわけであります。それが不動産の表示の登記であります。その表示が全然ないそういう不動産を表示の登記のない不動産といふ表示をしています。それが不動産の表示の登記であります。

○政府委員(平賀健太君) そうすると、全然未登記といふ意味になるわけですか。

○政府委員(平賀健太君) 実際に今後いわゆる分割支払いといふようなものがどんどんふえてくるわけですね。そういうふうな場合には、これは全然登記簿には載らなくなつちゃうのですね。

○政府委員(平賀健太君) そのとおりがある、これはもう保存登記がされて

○稲葉誠一君 これは私どもが登記簿を見ましても、たくさん書いてあるわけですね。ことに金融業者、一時できただ産会社などが金を貸したときには、いやもうこまかい規定が一ぱい書いてあります。登記簿自体からは弁済期が来たのか来ないのかといふことは全然わからないわけですね。

○政府委員(平賀健太君) そのとおりであります。登記簿自体からは弁済期がいつかということはわからないわけ

であります。そうすると、登記簿からは、一体抵当権の弁済期が来たのか来ないのかといふことは全然わからないわけですね。た産会社などが金を貸したときに、いやもうこまかい規定が一ぱい書いてあります。登記簿自体からも、確かにそれは繁雑なことは繁雑だと思うのですが、

いるのだというふうにちょっと錯覚を起しちゃうんですね。誤解ですね。法律を知っている人はそうでないと思いませんが、ここに登記があるから、これはもう保存登記がしてあるのだと思ふ。場合が多いんですね。あれは登記といふ言葉を使わなくちゃいけないんですか、表示の登記といふ言葉を。どうも錯覚を起こしていいない。いろんな誤解を与えるのじやないですか。

○政府委員(平賀健太君) この表示の登記もやはり登記でございまして、たゞいま申し上げましたとおり、所有権の登記のない不動産、いわゆる保存登記のされていない不動産とそれから表示の登記も全然されていない不動産と何か混亂を生ずるようにも考えられますが、この法律の上では、全然登記簿には表示の登記のない不動産は、これにも全く載っていない不動産と言います。されども、この法律の登記ががない不動産、そういうふうに使い分けて混乱を防いでおるわけでござります。

○稻葉誠一君 それは法律家から見れば確かにそうですよ。三つのものがあるわけですよ。わかりますけれども、登記が第三者対抗要件だというなら、不動産の表示のある登記ですね、これは一体どういう対抗要件なんですか。

○政府委員(平賀健太君) 不動産の表示の登記のみでは、これは所有権の登記ではないわけでござりますので、その対抗要件だというのでしょう、定義

は。そういうようなことを言つているのに——これは保存登記なら確かにそのとおりですよ。ところが、表示の登記というのは対抗要件でも何でもないということになるのでしょうか。何の登記なんですか、これは一体。どういうことを意味しているのですか。こちら辺がどうも混迷を招くのじやないです。私がだけが混迷しているのかわからぬけれども、これはどうもよくわからぬですね。

○政府委員(平賀健太君) これは不動産登記法の第一条によりまして、表示の登記とそれから権利の登記といふにはつきり分けまして、第三者に対する抗するというのは不動産の権利を第三者に対抗するわけでありまして、単に表示の登記だけをしたのは、これは単に不動産の現況が登記されているにすぎないわけであつて、権利関係の登記がされているわけではありません。

○稻葉誠一君 それを、表示の登記と保存登記とをもつと有機的に結びつける方法といふのはないわけですかね。これはもちろん登記は申請主義なんですが、申請しない者に何も国家はそれだけの利益を与える必要はないし、登録税を払うのですから、だから職権でやるというのもおかしいかも思いますが、不動産の表示の登記はあるけれども、だから、結果、未登記の財産といふか不動産が非常に多いんじゃないですか。不動産の表示の登記はあるけれども、それでいいんだと思っていて、とにはならないと思います。

○稻葉誠一君 登記は第三者に対する対抗要件だというので、それは法律家から見れば確かにそうですよ。三つのものがあるわけですよ。わかりますけれども、登記が第三者対抗要件だというなら、不動産の表示のある登記ですね、これは一体どういう対抗要件なんですか。

○政府委員(平賀健太君) 不動産の表示の登記のみでは、これは所有権の登記ではないわけでござりますので、その対抗要件だというのでしよう、定義

は。そういうようなことを言つているのに——これは保存登記なら確かにそのとおりですよ。ところが、表示の登記といふことは対抗要件でも何でもないということになるのでしょうか。何の登記なんですか、これは一体。どういうことを意味しているのですか。こちら辺がどうも混迷を招くのじやないです。私がだけが混迷しているのかわからぬけれども、これはどうもよくわからぬですね。

○政府委員(平賀健太君) これは不動産登記法の第一条によりまして、表示の登記とそれから権利の登記といふにはつきり分けまして、第三者に対する抗するというのは不動産の権利を第三者に対抗するわけでありまして、単に表示の登記だけをしたのは、これは単に不動産の現況が登記されているにすぎないわけであつて、権利関係の登記がされているわけではありません。

○稻葉誠一君 それを、表示の登記と保存登記とをもつと有機的に結びつける方法といふのはないわけですかね。これはもちろん登記は申請主義なんですが、申請しない者に何も国家はそれだけの利益を与える必要はないし、登録税を払うのですから、だから職権でやるというのもおかしいかも思いますが、不動産の表示の登記はあるけれども、だから、結果、未登記の財産といふか不動産が非常に多いんじゃないですか。不動産の表示の登記はあるけれども、それでいいんだと思っていて、とにはならないと思います。

○稻葉誠一君 登記は第三者に対する対抗要件だというので、それは法律家から見れば確かにそうですよ。三つのものがあるわけですよ。わかりますけれども、登記が第三者対抗要件だというなら、不動産の表示のある登記ですね、これは一体どういう対抗要件なんですか。

○政府委員(平賀健太君) 不動産の表示の登記のみでは、これは所有権の登記ではないわけでござりますので、その対抗要件だというのでしよう、定義

は。そういうようなことを言つているのに——これは保存登記なら確かにそのとおりですよ。ところが、表示の登記といふことは対抗要件でも何でもないということになるのでしょうか。何の登記なんですか、これは一体。どういうことを意味しているのですか。こちら辺がどうも混迷を招くのじやないです。私がだけが混迷しているのかわからぬけれども、これはどうもよくわからぬですね。

○政府委員(平賀健太君) これは不動産登記法の第一条によりまして、表示の登記とそれから権利の登記といふにはつきり分けまして、第三者に対する抗するというのは不動産の権利を第三者に対抗するわけでありまして、単に表示の登記だけをしたのは、これは単に不動産の現況が登記されているにすぎないわけであつて、権利関係の登記がされているわけではありません。

○稻葉誠一君 それを、表示の登記と保存登記とをもつと有機的に結びつける方法といふのはないわけですかね。これはもちろん登記は申請主義なんですが、申請しない者に何も国家はそれだけの利益を与える必要はないし、登録税を払うのですから、だから職権でやるというのもおかしいかも思いますが、不動産の表示の登記はあるけれども、だから、結果、未登記の財産といふか不動産が非常に多いんじゃないですか。不動産の表示の登記はあるけれども、それでいいんだと思っていて、とにはならないと思います。

○稻葉誠一君 登記は第三者に対する対抗要件だというので、それは法律家から見れば確かにそうですよ。三つのものがあるわけですよ。わかりますけれども、登記が第三者対抗要件だというなら、不動産の表示のある登記ですね、これは一体どういう対抗要件なんですか。

○政府委員(平賀健太君) 不動産の表示の登記のみでは、これは所有権の登記ではないわけでござりますので、その対抗要件だというのでしよう、定義

は。そういうようなことを言つているのに——これは保存登記なら確かにそのとおりですよ。ところが、表示の登記といふことは対抗要件でも何でもないということになるのでしょうか。何の登記なんですか、これは一体。どういうことを意味しているのですか。こちら辺がどうも混迷を招くのじやないです。私がだけが混迷しているのかわからぬけれども、これはどうもよくわからぬですね。

○政府委員(平賀健太君) これは不動産登記法の第一条によりまして、表示の登記とそれから権利の登記といふにはつきり分けまして、第三者に対する抗するというのは不動産の権利を第三者に対抗するわけでありまして、単に表示の登記だけをしたのは、これは単に不動産の現況が登記されているにすぎないわけであつて、権利関係の登記がされているわけではありません。

○稻葉誠一君 それを、表示の登記と保存登記とをもつと有機的に結びつける方法といふのはないわけですかね。これはもちろん登記は申請主義なんですが、申請しない者に何も国家はそれだけの利益を与える必要はないし、登録税を払うのですから、だから職権でやるというのもおかしいかも思いますが、不動産の表示の登記はあるけれども、だから、結果、未登記の財産といふか不動産が非常に多いんじゃないですか。不動産の表示の登記はあるけれども、それでいいんだと思っていて、とにはならないと思います。

○稻葉誠一君 登記は第三者に対する対抗要件だというので、それは法律家から見れば確かにそうですよ。三つのものがあるわけですよ。わかりますけれども、登記が第三者対抗要件だというなら、不動産の表示のある登記ですね、これは一体どういう対抗要件なんですか。

○政府委員(平賀健太君) 不動産の表示の登記のみでは、これは所有権の登記ではないわけでござりますので、その対抗要件だというのでしよう、定義

は。そういうようなことを言つているのに——これは保存登記なら確かにそのとおりですよ。ところが、表示の登記といふことは対抗要件でも何でもないということになるのでしょうか。何の登記なんですか、これは一体。どういうことを意味しているのですか。こちら辺がどうも混迷を招くのじやないです。私がだけが混迷しているのかわからぬけれども、これはどうもよくわからぬですね。

○政府委員(平賀健太君) これは不動産登記法の第一条によりまして、表示の登記とそれから権利の登記といふにはつきり分けまして、第三者に対する抗するというのは不動産の権利を第三者に対抗するわけでありまして、単に表示の登記だけをしたのは、これは単に不動産の現況が登記されているにすぎないわけであつて、権利関係の登記がされているわけではありません。

○稻葉誠一君 それを、表示の登記と保存登記とをもつと有機的に結びつける方法といふのはないわけですかね。これはもちろん登記は申請主義なんですが、申請しない者に何も国家はそれだけの利益を与える必要はないし、登録税を払うのですから、だから職権でやるというのもおかしいかも思いますが、不動産の表示の登記はあるけれども、だから、結果、未登記の財産といふか不動産が非常に多いんじゃないですか。不動産の表示の登記はあるけれども、それでいいんだと思っていて、とにはならないと思います。

昭和三十五年の不動産登記法の改正以来そういうことになるわけでございましたが、現在まだその判例は私ども承知いたしておりません。裁判所で問題になつたということを聞いておりません。

○福葉誠一君 そうすると表示の登記と権利の登記と分けているわけでございました。いまあなたのおっしゃるようならば、表示の登記が第三者に対する対抗力を持つてくるわけじゃないですか。

か、表示の登記があれば建物保護法の全く保存登記と同じ効力を持つてくることは、今までそういううずっと説明だし、それで全部の裁判を通じて、非常にけつこうなんですが、どこから出てくるのですか。それならそれで私のほうは。

○政府委員(平賀健太君) 建物保護法それ自体が、借地権の登記がされておるわけではありません。

す。借地上に建物がある、建物の登記がある、その建物の登記は表示の登記だけでも足りるという解釈を申し上げます、そもそもこの建物保護法の立法趣旨を考えてみると、現に借地上に建物があるということに非常に大きな意味があるのだとおるのでございますが、そもそもこの建物保護法の立法趣旨を考えてみますと、現に借地上に建物があるといふことがうかがわれればそれでいいんじやないかという解釈になるのではないかと思うのでございます。その建物がとあるか、だれが権利者であるかといういかと思うのでございます。したがいまして、その建物の所有権の登記があ

りませんでも、表示の登記だけでも所有者を表示する欄があるわけでござりますので、所有者がだれかということは十分なうかがわれるわけでありまして、建物保護法の解釈としましては表示の登記がある建物ということで十分

あります。何をいっているわけですか、ここに点が問題になつて判例が出ております。たゞ聞いておりません。

○福葉誠一君 そういう解釈なら、私も非常にけつこうなんですよ。ですから、これ以上しませんし、それから借地借家法の改正に伴つて建物保護法の改定問題も出てくるわけでしょう。まだ国会に提出されてないのかもわかりませんが、そのときに建物保護法の関係は私は聞いてみたいと思うんです。

建物保護法といふ法律がいまはたして必要なのかどうか、あれを借地借家法の中に繰り入れることができるのかどうか、いろいろな問題があるのじやないかと思うんですが、ここでは直接のあれではありませんから、この程度にしておきます。

それからいま民事局長の言つたような表示の登記の建物保護法の関係の意味、これがそだとうなら、これはもう少しそういうことを各地の——まあ裁判所に流すわけにいかんけれども、ほかの方面にもう少しPRしてもいいたいと思うのです。私は不勉強で知らないんですねけれども。

それからここに書いてあります「土地の所在図、地積の測量図又は建物の云々と、こうありますね。一体法務局にあるいわゆる公図と称するもの、これはどういうものなんですか。」

実際古いものがありまして、現況と全

く違っているし、困っちゃうんです。何をいっているわけですか、ここにある土地の所在図というのは。新たに提出されるといふことなんですか。

○政府委員(平賀健太君) 新たに不動産の表示の登記を申請する場合には、一般的の場合にはこういうものをつけて申請することになるわけでござります。ただ、現行の規定では、判決あるいは収用による登記、地番整理のため地借家法の改正に伴つて建物保護法の改定問題も出てくるわけでしょう。まだ国会に提出されてないのかもわかりませんが、そのときに建物保護法の関係は私は聞いてみたいと思うんです。

建物保護法といふ法律がいまはたして必要なのかどうか、あれを借地借家法の中に入れることができるのかどうか、いろいろな問題があるのじやないかと思うんですが、ここでは直接のあれではありませんから、この程度にしておきます。

○福葉誠一君 私のお聞きしたい点は、この点もそうですけれども、別に法務局が持つている公図と称するものなのかなということをお聞きしたいんです。

○政府委員(平賀健太君) 現在いわゆる公図と申しておりますのは、昭和二十五年に土地台帳が税務署から法務局に移管になりました際に税務署から引き継いだものでござります。それ以前に作製されたものでございまして、徵稅の必要上土地を具体的に明らかにするためにああいわゆる公図ができるためにああいわゆる公図ができるのです。それで困っちゃうわけなんですね。それで境界争いの場合は非常に食い違つてゐるんですね。それで困っちゃうわけなんですね。

○福葉誠一君 実際問題としては、いわゆる法務局にある公図と市町村にある図面とは非常に食い違つてゐるんですね。それで困っちゃうわけなんですね。それで立木に関する法律の整理をするものとする」と、こう書いてあります。境界争いの場合それをからいろいろの他の場合でも絶えず食い違つてゐるわけでしょう。どつちを信用するかというと、市町村よりは法務局のほうを信用するといつて持つてくると、古くてわからないということなんですね。

○政府委員(平賀健太君) 市町村でもやはり固定資産税なんかの関係で図面ができるわけでござりますが、両

れども、明治初年ごろのやつが——

やつと言っちゃ悪いが、明治初年ごろのものが多いんじゃないですか、地租改正前のものが。ですから、あれを争いになつたときに、法務局の持つておるものであるから信用できるだろうということを持ってくるわけですね。

○政府委員(平賀健太君) そうすると、全くわからないんです、それが何とかして法務局自体としても、公団と言われる以上はもう少し正確なものをつけられなければならない。地租改正前のものが多いのですが、あれは何とかして法務局自体として、あるいは公団と言われる以上はもう少し正確なものをつくるなければならない。それが何とかして法務局自体として、あれは何かでございませんので、解釈上当然そうなるということであつておったわけですが、ございませんけれども、これを規定上はつきりしたいということでこの点の改正を行なつたわけであります。

○福葉誠一君 私のお聞きしたい点は、この点もそうですけれども、別に法務局が持つている公図と称するものがあるでしょう。一体あれはどういうものなのかなということをお聞きしたいんです。

○政府委員(平賀健太君) それは私どものほうでもその必要を痛切に感じております。それで、整理をいたしたいと考えておるのですが、これは何ぶんにわたります関係で非常に膨大な経費を要するわけでござります。でも、全国的には数は至つて少のうござりますから、一元化の作業が済みます。ただあとにこの地図の作製に着手したいという方針でおるわけであります。

○福葉誠一君 実際問題としては、いわゆる法務局にある公図と市町村にある図面とは非常に食い違つてゐるんですね。それで困っちゃうわけなんですね。それで立木に関する法律いわゆる立木法による立木登記といふのが認められているわけでしょう。実際には行なわれているわけですか。

○政府委員(平賀健太君) 立木登記は、地域によっては相当ござります。立木に関する法律いわゆる立木法による立木登記といふのが認められているわけでしょう。

○福葉誠一君 どの程度ですか。私はあまりよく知りませんけれども、あまり行なわれていないのじやないです。

○政府委員(平賀健太君) 一例を申し上げますと、奈良県などああいう山間







